

国民健康保険税率の改正にご理解をお願いします

厳しい財政状況が続いている本市の国民健康保険事業を健全に運営するために、令和3年度に国民健康保険税率改正が必要となりました。令和3年度の国民健康保険税額は7月に決定し、国民健康保険納税通知書などをお送りする予定です。国保税は、国保加入者の方の医療費や、後期高齢者医療制度、介護保険制度を支える源となります。国保加入者の皆さんの負担が増加することになりますが、国民健康保険の運営にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【国民健康保険税率の改正内容】

| | 算定区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 比較 |
|----------|------|----------|----------|-----------|
| 医療給付費分 | 所得割 | 7.25 % | 8.85 % | + 1.60 % |
| | 資産割 | 32.20 % | 29.80 % | - 2.40 % |
| | 均等割 | 29,000 円 | 29,000 円 | 据え置き |
| | 平等割 | 20,800 円 | 20,800 円 | 据え置き |
| 後期高齢者支援分 | 所得割 | 2.55 % | 3.00 % | + 0.45 % |
| | 資産割 | 7.80 % | 2.80 % | - 5.00 % |
| | 均等割 | 6,800 円 | 8,800 円 | + 2,000 円 |
| | 平等割 | 5,200 円 | 6,000 円 | + 800 円 |
| 介護納付金分 | 所得割 | 1.12 % | 2.20 % | + 1.08 % |
| | 資産割 | 6.50 % | 6.50 % | 据え置き |
| | 均等割 | 4,500 円 | 8,400 円 | + 3,900 円 |
| | 平等割 | 6,000 円 | 6,000 円 | 据え置き |

【軽減判定所得の改正】

| 軽減割合 | 令和2年度軽減対象の基準 | 令和3年度軽減対象の基準 |
|------|------------------------|---|
| 7割 | 33万円以下 | 43万円+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下 |
| 5割 | 33万円+(28.5万円×国保加入者数)以下 | 43万円+28.5万円×国保加入者数+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下 |
| 2割 | 33万円+(52万円×国保加入者数)以下 | 43万円+(52万円×国保加入者数)+10万円×(※給与所得者等の数-1)以下 |

※給与所得者等とは次の①～③のいずれかに該当する方です。
 ①給与収入55万円超の方 ②公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)の方
 ③公的年金等の収入金額110万円超(65歳以上)の方
2・5・7割軽減該当世帯には自動適用します(所得未申告の場合は対象外)。

●減免について

世帯主またはその世帯に属する被保険者が下記の事由に該当すると、申請により、国民健康保険税が減免される場合があります(事由により一定要件を満たす必要があります)。

- ①震災・風水害・火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた場合
- ②生活困難の状態にあり、児童扶養手当の支給を受けている場合または重度心身障がい者等に対する医療費の助成を受けている場合
- ③倒産・負債・疾病または死亡により当該年度の合計所得の見込み額が皆無となり、または著しく減少したことにより、生活困難の状態にあると認められる場合
- ④収容または拘禁されていた期間がある場合

- ①は前年合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象外
 - ②③は前年合計所得金額が400万円を超える場合、または預貯金の合計額が基準額(世帯により異なる)を超える場合は対象外
- また上記の軽減を受けている場合は、この減免額から軽減額を引いた額が対象となります。

●非自発的に失業した65歳未満の人の保険税

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業した65歳未満の方(雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者)の保険税は、申請により、前年所得を30/100として算定します。

●後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

世帯の国保被保険者が一人の世帯となった人は、対象となつてから5年間は国保税の平等割が1/2軽減、その後3年間は1/4軽減されます。該当する方には、自動適用します。

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

新型コロナワクチン接種(高齢者)のご案内

新型コロナワクチンは、接種順位が決められており、5月から高齢者の方への接種を開始する予定です。

65歳以上の方には、4月中旬以降にお手元に届くよう案内を発送します。接種当日まで紛失しないよう大切に保管してください。

その他の方にはワクチンの供給量に応じて順次案内しますので、しばらくお待ちください。

接種するには必ず予約が必要です。送付する案内をよく読み、予約を行ってください。



このような封筒(A4白)で送付します。

《通知対象者》

65歳以上(昭和32年4月1日以前生まれ)

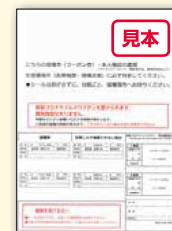
《案内に入っているもの》

- 1 新型コロナワクチン予防接種について(ご案内)
- 2 クーポン券
- 3 予診票2枚
- 4 リーフレット「新型コロナワクチン接種のお知らせ」など

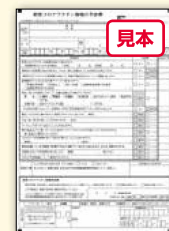
1 ご案内



2 クーポン券



3 予診票2枚



4 リーフレット



※必要に応じて追加書類がありますので、ご確認ください。

●予約に関する問い合わせ

吉野川市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎088-679-6653 FAX088-679-6654

午前8時30分～午後7時(土・日・祝日を除く)

●その他ワクチン接種全般の問い合わせ

厚生労働省の新型コロナワクチン相談窓口

☎0120-76-1770 午前9時～午後9時(土・日・祝日も実施)

